

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の提出案件要旨説明
- 日程第 4 議案第 1号 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 2号 遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 3号 令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 7 議案第 4号 令和2年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 5号 令和2年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 6号 令和2年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 7号 令和2年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）
-

令和2年第7回

遠軽町議会臨時会会議録（第1号）

令和2年11月30日（月）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 町長の提出案件要旨説明
日程第 4 議案第 1号 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 5 議案第 2号 遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について
日程第 6 議案第 3号 令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）
日程第 7 議案第 4号 令和2年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 8 議案第 5号 令和2年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 9 議案第 6号 令和2年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第10 議案第 7号 令和2年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）
-

◎出席議員（16名）

議長	16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
	1番	高橋義詔君	2番	稲場仁子君
	3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
	5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
	7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
	9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
	11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
	13番	黒坂貴行君	14番	岩澤武征君

◎欠席議員（0名）

《令和2年11月30日》

◎列席者

町 長 佐々木 修 一 君 教 育 長 河 原 英 男 君
代表監査委員 村 瀬 光 明 君

◎説明員

副 町 長 舟 木 淳 次 君 総 務 部 長 佐 藤 祐 治 君
民 生 部 長 平 間 敏 春 君 経 済 部 長 澤 口 浩 幸 君
経 済 部 技 監 内 野 清 一 君 総 務 課 長 鈴 木 浩 君
企 画 課 長 今 井 昌 幸 君 財 政 課 長 堀 嶋 英 俊 君
保 健 福 祉 課 長 古 賀 伸 次 君 住 民 生 活 課 長 高 橋 静 江 君
水 道 課 長 大 川 寿 雄 君 生 田 原 総 合 支 所 長 大 辻 祐 一 君
丸 瀬 布 総 合 支 所 長 伊 藤 雅 彦 君 白 滝 総 合 支 所 長 鴻 上 栄 治 君
会 計 管 理 者 伯 谷 和 昭 君 教 育 部 長 大 貫 雅 英 君
総 務 課 長 村 上 裕 和 君 監 査 委 員 事 務 局 長 奥 山 隆 男 君

◎議会議務局職員出席者

事 務 局 長 菊 地 隆 君 事 務 局 係 長 田 中 郁 美 君
事 務 局 主 幹 岩 井 誠 志 君

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました令和2年第7回遠軽町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（菊地 隆君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和2年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会の日程は、第10までとなっております。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、山谷議員、黒坂議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

阿部議会運営委員長。

○9番（阿部君枝君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和2年第7回遠軽町議会臨時会の会期につきましては、本日午前9時30分から議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日1日間と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の提出案件要旨説明

○議長(前田篤秀君) 日程第3 町長の提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) ー登壇ー

令和2年第7回遠軽町議会臨時会の開会にあたり、議員の皆様には大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

本会議に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

議案第1号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に鑑み、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第2号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正については、一般職の職員の期末手当の支給割合の改定に鑑み、議会議員並びに町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第3号から議案第7号までの各会計の補正予算については、職員の給与改定等に伴う人件費を計上したところです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 議案第1号から日程第10 議案第7号まで

○議長(前田篤秀君) 日程第4 議案第1号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第5 議案第2号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について、日程第6

議案第3号令和2年度遠軽町一般会計補正予算(第10号)、日程第7 議案第4号令和2年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、日程第8 議案第5号令和2年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第2号)、日程第9 議案第6号令和2年度遠軽町水道事業会計補正予算(第2号)、日程第10 議案第7号令和2年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第1号)、以上議案7件は関連がありますので、一括して議題とします。

《令和2年11月30日》

上程の順により提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第1号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

一般職の職員給与につきましては、地方公務員法の規定に基づき、国家公務員の給与改定状況等を踏まえ改定をしてきたところであり、本年の給与改定に当たりましても、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に鑑み、期末手当の支給割合を改定するものでございます。

次のページ、別紙を御覧願います。

この条例は2条の構成でありまして、施行日の違いにより条を分けております。改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

上段の第1条関係は、令和2年12月期の期末手当に関する改正であります。

第23条第2項は、期末手当の額に関する規定であり、現行「100分の130」である支給割合を「100分の125」に改め、年間支給割合を「2.6月」から「2.5月」に引き下げるものであります。

第3項は、再任用職員に対する規定であり、第2項を改正することに伴い改正するものであります。

下段の第2条関係は、令和3年6月期以降の期末手当に関する改正であります。

第23条第2項の期末手当支給割合を「100分の127.5」に改めます。

第3項は、第2項の改正に伴い改正をするものであります。

別紙に戻っていただきまして、附則として、この条例の施行日は公布の日からであります。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日からであります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

次に、議案第2号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

一般職の職員の期末手当支給割合の改定に鑑み、議会議員並びに町長、副町長及び教育長の期末手当支給割合を改定するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

この条例は4条の構成でありまして、第1条及び第2条は議会議員の期末手当支給割合を改正する規定、第3条及び第4条は町長、副町長及び教育長の期末手当支給割合を改正する規定であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、次のページの参考資料を御覧願います。

議会議員、町長、副町長、教育長ともに改正内容、期末手当支給割合などは同じでありますので、議会議員の例により、参考資料の1ページで御説明いたします。

《令和2年11月30日》

上段の第1条関係は、令和2年12月期の期末手当に関する改正であります。

第5条第2項は、期末手当の額に関する規定であり、現行「100分の225」である支給割合を「100分の220」に改め、年間支給割合を「4.5月」から「4.45月」に引き下げるものであります。

下段の第2条関係は、令和3年6月期以降の期末手当に関する改正であります。

第5条第2項の期末手当支給割合を「100分の222.5」に改めます。

別紙に戻っていただきまして、附則として、この条例の施行日は公布の日からであります。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日からであります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 議案第3号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）について説明いたします。

令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,579万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を199億6,080万2,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金を3,579万7,000円減額し、総額を10億2,027万3,000円とするものです。

これにより、歳入合計199億9,659万9,000円から3,579万7,000円を減額し、総額を199億6,080万2,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款議会費につきましては、1項議会費を19万4,000円減額し、総額を8,396万円とするものです。

2款総務費につきましては、1項総務管理費を3,497万8,000円減額し、総額を71億9,574万8,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費を60万1,000円減額し、総額を29億3,145万1,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費を2万4,000円減額し、総額を12億9,284万7,000円とするものです。

これにより、歳出合計199億9,659万9,000円から3,579万7,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の199億6,080万2,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

《令和2年11月30日》

8ページをお開き願います。

1款議会費1項議会費1目議会費、議員報酬及び期末手当等19万4,000円の減額につきましては、期末手当の支給割合の改定により予算を補正するものです。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、特別職人件費12万1,000円の減額につきましては、期末手当の支給割合の改定により予算を補正するものです。一般職人件費3,485万7,000円の減額につきましては、期末手当の支給割合の改定及び人事異動に伴う会計間の異動等により予算を補正するものです。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、介護保険事業60万1,000円の減額につきましては、期末手当の支給割合の改定及び人事異動による介護保険特別会計予算の補正に伴い、介護保険特別会計繰出金を減額するものです。

4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費、上水道事業2万4,000円の減額につきましては、期末手当の支給割合の改定及び人事異動による水道事業会計予算の補正に伴い、水道事業会計繰出金を減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

19款繰入金1項基金繰入金3,579万7,000円の減額は、財政調整基金繰入金の減額です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 議案第4号令和2年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

令和2年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ209万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,976万3,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

7款繰越金につきましては、1項繰越金に209万5,000円を追加し、総額を209万6,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計21億7,766万8,000円に209万5,000円を追加し、総額を21億7,976万3,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に209万5,000円を追加し、総額を5,071万4,000円とするものです。

《令和2年11月30日》

これによりまして、歳出合計 2 億 7,766 万 8,000 円に 209 万 5,000 円を追加し、総額を歳入歳出同額の 2 億 7,976 万 3,000 円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8 ページをお開き願います。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、一般職人件費 209 万 5,000 円の追加につきましては、職員の人事異動に係る精査及び給与改定に伴う増額であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6 ページをお開き願います。

7 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 1 節前年度繰越金 209 万 5,000 円の追加につきましては、職員給与等一般会計繰越金の増額であります。

以上で、議案第 4 号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 議案第 5 号令和 2 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

令和 2 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 60 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2 億 8,019 万円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

8 款繰入金につきましては、1 項一般会計繰入金を 60 万 1,000 円減額し、総額を 3 億 7,994 万 1,000 円とするものです。

これによりまして、歳入合計 2 億 8,079 万 1,000 円から 60 万 1,000 円を減額し、総額を 2 億 8,019 万円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1 款総務費につきましては、1 項総務管理費を 60 万 1,000 円減額し、総額を 4,378 万 7,000 円とするものです。

これによりまして、歳出合計 2 億 8,079 万 1,000 円から 60 万 1,000 円を減額し、総額を歳入歳出同額の 2 億 8,019 万円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8 ページをお開き願います。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、一般職人件費 60 万 1,000 円の減額に

つきましては、職員の人事異動に係る精査及び給与改定に伴う減額であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6 ページをお開き願います。

8 款繰入金 1 項一般会計繰入金 4 目その他一般会計繰入金 6 0 万 1, 0 0 0 円の減額につきましては、職員給与等一般会計繰越金の減額であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第 6 号令和 2 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

第 2 条は、令和 2 年度遠軽町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、1 款水道事業収益第 1 項営業収益を 2 万 4, 0 0 0 円減額し、総額を 5 億 4, 8 1 7 万 1, 0 0 0 円とするものです。

支出につきましては、第 1 款水道事業費用第 1 項営業費用を 4 1 3 万円減額し、総額を 5 億 8, 2 2 4 万 5, 0 0 0 円とするものです。

第 3 条は、予算第 7 条に定めた職員給与費 6, 3 9 2 万 8, 0 0 0 円を 6, 0 2 1 万 8, 0 0 0 円に改めるものです。

次のページをお開き願います。

1 ページは実施計画、2 ページはキャッシュ・フロー計算書、3 ページから 4 ページは予定貸借対照表です。

説明は省略させていただきます。

次に 5 ページ、補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1 款水道事業収益 1 項営業収益 2 目他会計負担金 1 節一般会計負担金 2 万 4, 0 0 0 円の減額は、給与改定等に伴う一般会計繰入金の減額によるものです。

次に、6 ページをお開き願います。

支出につきましては、1 款水道事業費用 1 項営業費用 1 目原水及び浄水費 1 節給料から 7 節法定福利費引当金繰入額まで合計 2 8 万 7, 0 0 0 円の減額、2 目配水及び給水費 1 節給料から 7 節法定福利費引当金繰入額まで合計 3 3 1 万 5, 0 0 0 円の減額、3 目総係費 1 節給料から 7 節法定福利費引当金繰入額まで合計 5 2 万 8, 0 0 0 円の減額は、給与改定及び人事異動に伴う会計間の異動等により人件費の予算を補正するものです。

以上で、議案第 6 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 7 号令和 2 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

第 2 条は、令和 2 年度遠軽町下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出につきまして、第1款下水道事業費用第1項営業費用を97万円増額し、総額を9億6,877万8,000円とするものです。

第3条は、予算第8条に定めた職員給与費5,663万8,000円を5,762万8,000円に改めるものです。

次のページをお開き願います。

1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表です。

説明は省略させていただきます。

次に5ページ、補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の支出につきまして、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで合計119万3,000円の増額、2目処理場費2節手当から7節法定福利費引当金繰入額まで合計38万9,000円の減額、3目総係費、手当から6節法定福利費まで合計16万6,000円の増額は、給与改定及び人事異動に伴う会計間の異動等により人件費の予算を補正するものです。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

○議長（議長（前田篤秀君））これより、一括上程しました議案7件の質疑を行います。

質疑は上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第1号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君）質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君）質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款議会費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君）なければ、2款総務費、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君）なければ、3款民生費、12ページから13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君）なければ、4款衛生費、14ページから15ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

19款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、次に、2、歳入に入ります。

7款繰越金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、次に、2、歳入に入ります。

8款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページから6ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第7号の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案7件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第1号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号令和2年度遠軽町一般会計補正予算(第10号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号令和2年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号令和2年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和2年度遠軽町水道事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号令和2年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長(前田篤秀君) 以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、令和2年第7回遠軽町議会臨時会を閉会します。

午前10時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 前田 篤秀^{*}
署名議員 山石 敬二
署名議員 黒坂 貴行